

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
○ 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）（抄）	1
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	1
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	1
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	2
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）	2
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	3
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	3
○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	3
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	3
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	5
○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	5
○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	8
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	8
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	8
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	9
○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄）	10
○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）	11

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪⑰（略）

○災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）（抄）

第二条（救助の対象）

（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二（略）

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四⑮（略）

②⑮（略）

第九十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

②⑮（略）

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一⑮（略）

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五⑮（略）

②⑮（略）

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 三 (略)

四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十八 (略)

2 十三 (略)

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十 (略)

2 九 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十二 (略)

2 九 (略)

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条の二第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合（漁業生産組合を除く。）並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

2 15 (略)

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 九 (略)

2 8 (略)

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があるとき、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提

供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 (略)

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（預貯金者等情報の管理）

第二十條の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二條第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二條第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名（法人にあつては、名称。次条及び第二條の十一の四において同じ。）及び住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。次条及び第二條の十一の四において同じ。））その他預貯金等（預金保険法第二條第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該金融機関等が保有する預貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する個人番号をいう。次条及び第二條の十一の四において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二條第十五項に規定する法人番号をいう。）。次条及び第二條の十一の四において同じ。）により検索することができる状態で管理しなければならぬ。

○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において「長期信用銀行」とは、第四條第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（預貯金者等情報の管理）

第七十四條の十三の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第一項各号（定義）に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二條第一項（定義）に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二條第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名（法人については、名称。次条及び第七十四條の十三の四）及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第二項に規定する貯金等（預金保険法第二條第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該金融機関等が保有する預貯金者等の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五條 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投

資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるもの、国内における支払の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者（当該配当等のうち、国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は株式（資産の流動化に関する法律第二十五条（定義）に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。）に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるもの、国内における支払の取扱者を含む。）

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二十九条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は第二十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者

四 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した生命保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

五 居住者又は内国法人に対し国内において損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 生命保険契約、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七 削除

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号までに掲げる国内源泉所得又は第二十九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金の支払をする者

九 前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機（以下この号において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。以下この号において同じ。）若しくは不動産等の譲渡に係る対価又は不動産等の売買若しくは貸付けのあつせんに係る手数料の支払をする法人又は不動産業者（政令で定めるものに限る。）である個人

十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者

十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二十六条（定義）に規定する公益法人等とみなされて政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同

項に規定する交付をする者

十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定

する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）

に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払

者

2 4 (略)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過してないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条

法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和二十六年法律第二

十四号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和二十六年法律第二

十四号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和二十六年法律第二

十四号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和二十六年法律第二

十四号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和二十六年法律第二

百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三條の規定による商工債(同法附則第三十七條の規定により同法第三十三條の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)(その権利者を確知することができるとして政令で定めるものに限る。第五十八條の二第一項及び第七十三條第一項において「長期信用銀行債等」という。)の発行により払込みを受けた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

4 (権限)

第十五條 この法律(第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。)で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならぬ。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 その他委員会が特に必要と認める事項

第二十三條 委員等は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十四條 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次章第二節の規定による保険料の収納

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務

四 第六十九條の三の規定による資金の貸付け

五 第四章の規定による預金等債権の買取り

六 第七十八條第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務

七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務

八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務

九 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務

十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

十一 第七百二十七條若しくは第七百二十八條において準用する第六十九條の三又は第七百二十七條の二若しくは第七百二十八條の二の規定による資金の貸付け及び第七百二十九條の規定による資産の買取り

十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

十三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任される監督委員、管財人、管財人代理若しくは保全管理人代理、

代理、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により選任される承認管財人、保全

管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十六條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(区分経理)

第四十条の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 第七十七条第一項の規定による業務(番号に掲げるものを除く。)

項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第二百二十六条の二十二第七項において準用する第七十七条第一項の規定による特定株式等の引受け等(第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第二百二十六条の二第一項第一号及び第二百二十六条の二第一項において同じ。)

条第一項の決定に基づく特定資金援助(第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。第二百二十六条の二第一項第二号において同じ。)

項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第二百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務、第二百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補填に係る業務、第二百二十六条の三十九第一項又は第二百二十八条の二第一項の規定による特定負担金(同項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等(第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務

第四十四条 (内閣府令・財務省令への委任)
この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第四十五条 (監督)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

第四十六条 (報告及び検査)

はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第五十一条 (一般預金等に係る保険料の額)

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用(決済用預金に係るものを除く。)の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱(金融機関の経営の健全性に於てするものを除く。)をしないように定めなければならない。

3・5 (略)

第五十五条 (預金等に係る債権の把握)

2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

(権限の委任)

第三百三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

- 一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命
- 二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任
- 三 第三十条の規定による承認
- 四 その他政令で定めるもの

25 第六 (略)

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
 一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

- 二 (略)
- 三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 八 (略)

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

第二条 (定義)

この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合法第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 貯金（農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。）
- 二 定期積金
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭
- 四 農林債（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭
- 3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。
- 4 10 (略)

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

第二条 (定義等)

この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

25 (略)

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）
 （主務大臣の監督）
 第五十六条 (略)

2 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第三項第三項及び第四項、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五項まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条第四項、次条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の九第一項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の二十八、第六十条の二十九第一項及び第二項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第二条（定義）

2（略）

4（略）

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報に効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報に効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十九条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項、第七十条の二の二第五項若しくは第七十条の二の三第四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七十条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものときれた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部を委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができるときとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に

5 規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができ、前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいづれかに該当して特定個人情報情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一（第九条関係）

<p>一〇九十八（略） 九十九 都道府県知事</p>	<p>（略） 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
--------------------------------	---

○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングスの活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条において同じ。）として記録された多様な情報や大量のデータを適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

第二章 基本理念

（全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第四条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第五条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立って、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もつてゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

（活力ある地域社会の実現等）

第六条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

（国民が安全で安心して暮らせる社会の実現）

第七条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、大規模な災害の発生、感染

症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応することにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、もって国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならぬ。

（利用の機会等の格差の是正）
第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）
第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

（個人及び法人の権利利益の保護等）
第十条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるときも、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。

（情報通信技術の進展への対応）
第十一条 デジタル社会の形成に当たっては、情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）
第十二条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）

第十二条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 内閣総理大臣の委託を受けて、内閣総理大臣と第八条第一項の規定による委託を受けた金融機関との連絡を行うこと。

二 内閣総理大臣の委託を受けて、第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の規定による届出又は第七条第一項の申請（前号に規定する金融機関が受付に関する事務を行ったものに限る。）をした者の個人番号の確認を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2
（預金保険法の適用）
第十三条 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十四条、第四十五條第二項、第四十六條第一項及び第百	事項	事項（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号。以下「口座登録法」という。）第十二条第一項の規定による業務に係るものを除く。）
法律	事項	事項（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号。以下「口座登録法」という。）第十二条第一項の規定による業務に係るものを除く。）
法律又は口座登録法		

五十二条第一号		業務及び口座登録法第十二条第一項の規定による業務を
第五十一条第二項	業務を	
第三百三十九条第一項	権限	権限（口座登録法第十三条の規定により適用する第三十六条第一項及び口座登録法第十三条の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
第百五十二条第三号	業務以外	業務及び口座登録法第十二条第一項の規定による業務以外